

国立保健医療科学院の評価結果等について

- 機関評価に関する厚生科学審議会への報告・・・・・・・・・・ P1
- 国立保健医療科学院の沿革・・・・・・・・・・ P9
- 国立保健医療科学院の事業・・・・・・・・・・ P10
- 国立保健医療科学院組織図・・・・・・・・・・ P11
- 評価報告書・・・・・・・・・・ P12

機関評価に関する厚生科学審議会への報告

1 国立試験研究機関等名称

国立保健医療科学院

施設長：

院長 篠崎英夫

2 機関評価体制

2-1 機関評価委員会名

国立保健医療科学院評価委員会

2-2 評価委員会委員名簿

委員長	久道茂	財団法人宮城県対がん協会会長
委員	相澤好治	北里大学医学部長
	井部俊子	聖路加看護大学学長
	角野文彦	滋賀県東近江保健所長
	紀伊國献三	財団法人笹川記念保健協力財団理事長
	岸玲子	北海道大学大学院医学研究科教授
	倉田毅	富山県衛生研究所長
	吉村健清	福岡県保健環境研究所長
	渡邊昌	独立行政法人国立健康・栄養研究所理事長

(任期：平成19年9月1日～平成20年3月31日)

2-3 評価対象年度

平成17年度～平成19年度 (機関全体)

2-4 機関評価の実施経過

(実施時期)	(実施内容)
平成19年 7月 1日	「国立保健医療科学院機関評価・研究者評価実施要領」及び「国立保健医療科学院評価委員会規程」を策定
平成19年 9月 1日	評価委員会委員（外部有識者9名）を委嘱
平成19年 9月13日	機関評価関係資料を委員に事前配付
平成19年10月 3日	第1回評価委員会を開催 ・科学院の運営・活動状況について審議（全体会議） ・各研究部の運営・活動状況について説明聴取及び審議（3系統別会議）
平成19年10月26日	各委員から評価結果、意見を提出
平成19年11月15日	内部評価小委員会を開催 ・各委員の評価結果、意見を集約
平成19年12月 5日	第2回評価委員会を開催 ・評価報告書（案）を審議
平成20年 1月30日	院長へ評価報告書を提出
平成20年 5月27日	厚生科学審議会への報告書提出

3 評価結果

3-1 教育研修に係る評価結果

3-1-1 教育研修の状況と成果について

- 保健医療、生活衛生、社会福祉など公衆衛生の基盤となる広範かつ多くの分野コースを継続して実施しており、関連する行政施策に携わる公務員等の資質の向上に大きく貢献している。また、特定研修の充実、遠隔研修の導入、発展途上国の公衆衛生従事者等を対象とする国際保健研修の充実なども高く評価できる。
- 近年、自治体の厳しい財政事情や職場環境等を背景に、一部の長期研修で受講者数の減少傾向が見られるので、地域のニーズ等に留意しつつ各コースの定員の見直しや課程の統廃合等を検討する必要がある。また、遠隔教育の充実等に努めるとともに、自治体職員の活用等による外部講師の確保等についても検討を進めるべきである。

3-1-2 教育研修の分野・課程等の選定について

- 引き続き個々の研修の効果に関する追跡調査等の充実を図り、地域のニーズの把握に努めるとともに、選定プロセスの明確化を図りつつ、教育研修の分野・課程・内容の選定を的確に進めていく必要がある。
- 特定研修については、厚生労働省との連携のもとに、緊急性の高い課題を迅速に取り入れ、研修数及び受講者数ともに増加していることは評価できる。引き続きこれらの研修の充実に努めるとともに、時代を先取りするテーマを自主的に発掘し、新たな研修を企画・提案していくことを検討する必要がある。
- 自治体職員が長期研修を受講することが難しくなっている状況にかんがみ、対応方策を幅広く検討する必要がある。また、事務職員を対象とした研修は、公衆衛生活動への理解を深めるために効果的であり、今後も継続されるよう期待する。
- 病院管理に関する研修については、職種別の研修にとどまらず、他機関では困難な様々な研修の実施について検討するとともに、関係する非営利法人等との合同研修の導入や事務長研修の回数の増等について検討すべきである。また、引き続き医療安全に関する研修の充実に努めるとともに、介護施設の管理等に関する長期研修の実施についても検討を進める必要がある。

3-2 調査研究に係る評価結果

3-2-1 調査研究の状況と成果について

- 保健医療、生活衛生、社会福祉に関する幅広い政策的調査研究が活発に行われ、この分野の学術的進展、政策への反映等に寄与しており全体として概ね評価できる。引き続き科学院の目指すNew Public Healthの考え方を基調としつつ、さらに充実に努める必要がある。
- 全体的にその対象領域の広さや課題の多さと比較して研究スタッフが少なく、かつ、研究部、研究者によってその業績にばらつきがある。今後、さらに調査研究活動の充実を図るために、研究部の枠を越えたプロジェクトチーム等によるグループ研究体制の導入や他機関等との連携等を進めることにより競争的環境の醸成を検討すべきである。
- 調査研究に係る発表論文の質の確保の観点からCitation indexなど客観的数値を示すことを検討していくべきであるが、その際、政策提言等の機能に

対応するための、いわばCitationがつきにくい調査研究等についても正當に評価されるよう留意する必要がある。

3－2－2 調査研究の分野・課題の選定について

- 政策的調査研究や行政政策支援型研究に加え、保健医療福祉の将来を見据えた萌芽的研究や政策提言型の調査研究も行われるべきであり、国民生活に根ざした国民の求める調査研究課題を適切に取り上げるための組織的な対応の在り方についても検討を進める必要がある。
- 研究課題によっては、複数の研究部にまたがるもの、似たような研究課題をばらばらに扱っているものが見受けられる。研究者の専門性を生かし、院内共同研究やプロジェクトチームの導入など各研究部の連携の強化を図るとともに、確かなポリシーの下で方向性を見極めつつ、研究課題の選定、整理が行われる必要がある。

3－2－3 研究資金等の研究開発資源の配分について

- 競争的研究費による調査研究については、教育研修活動の状況や基盤的研究及び重点研究の実施状況等を勘案しつつ必要な競争的研究費の獲得に努め、引き続き、積極的に推進する必要がある。
- 基盤的研究費及び重点研究費は、予算計上される研究部及び調査研究課題が限定され、かつ、予算額の減少傾向が続いている。これらの経費は、国の試験研究機関が持続的に担うべき基盤的課題や緊急課題等の調査研究に必要不可欠の経費として十分な予算措置が講じられるべきものである。今後、これらの予算の確保・充実に努めるとともに、基盤的研究等に共同研究等の形で参画する関係研究部に対しても所要経費が適切に配分されるよう配慮する必要がある。

3－3 組織に係る評価結果

- 各研究部の業務の内容に重複が見られるなど整合性が欠けている。また、一部の研究部においてその名称と活動内容が合っていないなど、それぞれの役割分担の見直しや整理が必要と思われる。
また、教育研修や調査研究の方針について、戦略的かつ総合的に検討し、決定していくための企画調整機能が十分に発揮されてきたとは言い難い。
科学院の教育研修、調査研究の在り方について検討を行ったうえで、組織体制の再編に向けた周到な準備を進める必要がある。

3－4 施設設備、情報基盤に係る評価結果

- 教育研修及び調査研究を支える講義室や研究室、図書館等の施設、講義のための各種の装置や研究機器等の設備及び情報基盤については、庁舎整備の進行に伴って相当充実されている。引き続き、ニーズの把握に努めながら計画的な整備を進めるとともに、今後の教育研修、調査研究活動にこれらが十分に活用されるよう期待する。

3－5 知的財産権取得の支援、倫理規定・危険物等管理規程の整備等研究支援体制に係る評価結果

- 倫理委員会の審議手続やシステムは研究者の利便性が考慮され、また、危険物等管理委員会などもよく機能しており、研究支援体制は概ね整備されている。
- 研究費の不正使用等の防止や、研究上のいわゆるFFP（捏造Fabrication、改ざん・粉飾Falsification、盗用Plagiarism）に関する注意を喚起するため、いわゆる「研究者行動規範」、「研究者の作法」等を作ることを検討すべきである。また、Conflict of Interestsについて、厚生労働省における検討状況を踏まえつつ、関連する学会や他機関と協力するなどして、必要なガイドラインを作成することについても検討して欲しい。

3－6 共同研究、国際協力等の状況に係る評価結果

- 共同研究、WHOやJICA等を通じた国際協力については、いずれも積極的に行われていると評価できるが、さらに自治体との共同研究の実施やWHO-CC(Collaboration Center)と連携した共同研修や研究の実施、WHO本部や西太平洋地域事務局(WPRO)以外のルートを通じた国際協力、海外からの研究者招聘などの事業についても、引き続き、積極的に取り組む必要がある。

3－7 研究者の養成及び確保並びに流動性の促進に係る評価結果

- 任期付研究員の採用が増加しており、研究職員の流動化も図られているが、引き続き、研究者の流動性を高める努力をすべきである。また、ポストドクターの招聘や流動研究員の正規職員化等により若手の研究者の増加を図るべきである。

なお、研究者の流動性がさらに高まることに伴って、科学院の研究者が共

有すべき理念や使命感が希薄化することがないように、科学院内部における研究者の育成に十分留意することが重要である。

- 教育研修、調査研究に加え、社会活動や管理業務への貢献の要素を含む新たな評価要領によって、今後、適切な研究者評価が行われ、各研究者の能力向上や教育研修・調査研究活動の活性化等が図られるよう期待する。なお、この研究者評価の実施のために研究者が過重な事務的負担を強いられることがないように配慮する必要がある。

3－8 社会への貢献に係る評価結果

- 自治体が独自に開催する種々の研修や講習に、科学院の職員を講師として派遣する事例が増えており、こうした研修等の充実に大きく寄与している。引き続き、科学院における教育研修、調査研究に重大な影響を及ぼさない範囲で自治体の講師派遣要請に応ずることが必要である。
- 図書館が、WHOレファレンス・ライブラリーの指定を受け、一定の役割を果たしていること、また、厚生労働科学研究の報告書の検索システムが整備され、全ての研究報告書について、公開やコピーの提供等により研究成果の共有化や還元が進められていることなどは評価できる。今後、科学院の活動を全国の大学や研究機関、市民団体などに周知していくため、マスコミを含めた一般社会への戦略的な情報発信についても検討する必要がある。

3－9 その他の特記事項

3－9－1 機関評価の手法について

- 機関評価における評価方法を、独立行政法人の例にならい、まず科学院内部で、3年間の目標に対してその間にどういう取り組みがなされ、どのような課題が残ったかということの評価し、その結果に基づいて評価委員会が評価を行うという手法に変更することを含めた見直しを行うよう提言する。

3－9－2 研究費交付業務（Funding Agency）に係る事務

- 現在、科学院において試行的に行われている厚生労働科学研究費補助金の交付業務の実施（Funding Agency）が、今後、本格実施される場合には、単に研究費の交付事務等のみを担うのではなく、保健医療福祉分野の専門機関としての立場から、各研究費の調査研究方針の企画や応募課題の評価・選定等に主導的に関わっていくことが重要であり、また、そのために必要な体制の整備を検討する必要がある。